

「行革甲子園 2018」エントリーシート（P）

【取組の内容】

1 取組事例名

トラクター・コンバイン・田植機等にナンバーをつけましょう！～小型特殊自動車に係る適正課税に向けた取組～

2 取組期間

平成 24 年度～（単独）

平成 29 年度～（県内全市町村）

3 取組概要

小型特殊自動車（農耕用）について、「確定申告書の収支内訳書等」によって、軽自動車税の標識交付が未登録になっている車両について調査を実施した。抽出した所有者に対して「申請勧奨通知書」を送付し、本人からの交付手続きに基づき翌年度から課税した。

また、平成 29 年度には、フォークリフトを保有している可能性の有る法人をリストアップし、県及び県内市町村と協働して啓発チラシを送付。併せて、文書送付及び実地調査の実施により一層の適正化を図った。

4 背景・目的

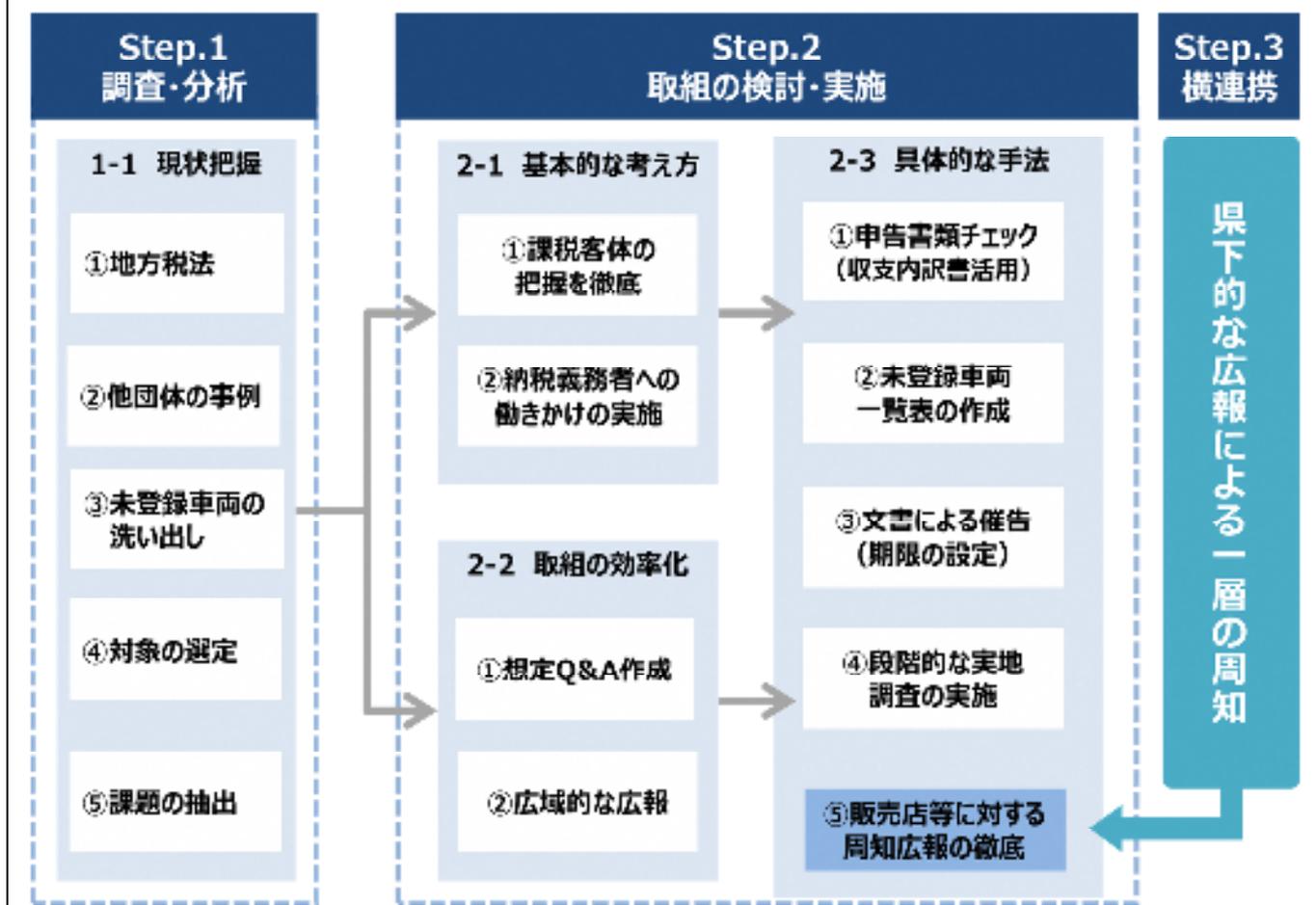
公道を走行しなければ申告（登録）は必要ないという誤った認識が納税義務者間で定着しており、管内各所で標識を付けていない農耕用小型車両の走行が見受けられることがあり、登録者から不公平である旨の問合せ等があった。また、申告課税であるため自治体側でも実態を掴めていないことから、課税客体の正確な把握に向け、個人住民税の普通徴収・特別徴収・法人住民税・軽自動車税の担当者が協働し、適正かつ公平な課税及び税収確保を目的として取り組んだ。

5 取組の具体的内容

- ① 確定申告書の収支内訳書の減価償却費に計上されている小型特殊自動車を一枚ずつめぐり、目検により本市が持っている軽自動車税の台帳（基幹系システムに登録されているデータ）と突合せさせた。
- ② そこから未登録車両をピックアップし、該当者ごとにまとめ、「啓発管理台帳」を作成した。
- ③ 収支内訳書には所有年月が書いている。メーカーや車体番号も書いている場合があり、それを申請勸奨通知に記載して、申告期限を設けたうえで標識交付手続きに来庁するように通知した。
※本人や代理人からの申請や問い合わせのリアクションが多くあった。中には「道路を走らなければならないだろう」「どうして自分だけ」「なぜ今頃言ってくるのか」といった苦情も多数あったが、想定問答集を作り丁寧に対応した。
- ④ 来庁しなかったもの、連絡がつかなかったものに対しては、複数回にわたり、申告勸奨通知書の再送付を行った。
- ⑤ それでも連絡がとれない場合は、本人が提出している収支内訳書を基に所有しているものとみなして、賦課決定を行った。職権にて課税台帳を作成し、その該当者宅に郵送による標識交付を行って、翌年から課税した。
- ⑥ その他、JAの広報紙への掲載等を実施

⇒上記と併せ、県との協働により、平成29年度中に県内全30市町村において啓発に係る取組を実施。所有者住所と定置場が異なる市町村の場合等、実務的な課題に対応するため、横展開の強化を図った。

取組実施に向けた検討フロー



横連携（横展開）のメリット享受の方向性を設定し、共有することが重要

■ 小型特殊自動車は申告課税のため、納税義務者の意識醸成及び不公平感の払拭が課題

① 納税義務者からの一般的な問い合わせ

公道を走らなければ登録の必要はないのでは？

農耕用の小型特殊自動車の種別がわからない

年税額や申告方法がわからない

御坊市の
取組対象

② 法人からの問い合わせ

工場や敷地内での使用
の場合は？

フォークリフト以外の
車両は？

小型特殊と大型特殊
の違いは？

① 広域的な広報及びQ&Aの活用による課題の解決

② 御坊市独自の取組による課題の解決

⇒ 広報対象に応じた手法及び役割の明確化により、効果的・効率的に取り組むことができる

【納税義務者宛て啓発チラシ（H24～実施）】

トラクター・コンバイン・田植機にナンバーをつけましょう！

『公道を走行しない』『所有しているが使用していない』などの場合でもナンバープレートが必要です。
—対象となる車両—

- トラクター、コンバイン、乗用田植機、農薬散布車など
- フォークリフト、タイヤ・ローラ、ショベル・ローダなど

☆ 標識の交付手続 ☆

場 所：御坊市役所 税務課 市民税係

持参物：① 認印

② 所有される小型特殊自動車のメーカー名と車体番号（製造番号）

ナンバーが必要な車両かどうかわからない、車両が変わった（買換え、処分等）、所有者が変わった、標識を紛失した等、このようなときも御坊市役所 税務課 市民税係までお問い合わせください。



【問い合わせ先】

御坊市役所 税務課 市民税係 電話：23-5504

6 特徴（独自性・新規性・工夫した点）

- ・農耕用車両・小型特殊車両を減価償却している個人等を収支内訳書を用いてリストアップ。
- ・フォークリフトを所有している可能性の有る法人をリストアップし、啓発チラシ送付及び実地調査実施。
- ・小型特殊自動車（ナンバープレート）交付に関する業務フローを作成し、課内で周知徹底。
- ・軽自動車税の納税通知書に啓発リーフレットを封入。
- ・県内全 30 市町村の HP 上で啓発リーフレットを掲載。
- ・近隣自治体との小型特殊自動車に関する勉強会を開催し、横展開の強化を図った。

7 取組の効果・費用

- ・対前年度比で 286 台の増、税額 343,200 円、増減率が 39.67%となった。
平成 29 年度実施の法人対象のフォークリフトへの標識交付啓発では、新規に 20 台(税額 118,000 円)交付。
- ・特に、費用負担は発生しなかった。
- ・販売店への複数回にわたる啓発により、販売店における小型特殊自動車標識交付基準の誤認識の解消及び新たな標識未交付車両の発生の抑制の効果があつた。
- ・近隣自治体との啓発実施により、納税義務者間の不公平感の払拭及び苦情の減少に寄与した。
- ・市町村広報、販売店への啓発、地方紙等への掲載依頼により、今後、新規登録者は適正に課税がなされるものと見込んでいる。

8 取組を進めていく中での課題・問題点（苦労した点）

- ・連絡がとれない人については、他の納税義務者との公平性の観点から職権で課税したため、その時点で事業主の代替わりや所有主が変更していたケースがあつた。また、減価償却の台帳に記載はしているが、実際には処分していたケースなど、決算書の記載事項と実際の所有実態に齟齬が生じているケースも見受けられた。
- ・実地調査及び納税義務者とのやりとりに係る詳細な記録等残していなかったことで、遡って事実確認がとれないという点に苦慮した。

9 今後の予定・構想

- ・当初課税から逆算した上で、調査期間を十分に設け、適宜、実地調査を行うことが重要と認識した。
- ・販売店への継続的な啓発実施を行い、販売時、所有者に対して小型特殊自動車標識交付手続の必要性の周知を図り、新たな標識未交付車両の発生数を抑えていきたい。

10 他団体へのアドバイス

- ・納税者に申告の必要性を分かりやすく説明して、理解してもらうことが重要なので、想定 Q & A の整備や、近隣市町村と合意形成を図り、取組を進めることがポイント。
→市広報紙、JA 広報紙等による全県的な周知が有効。

11 取組について記載したホームページ

県市町村課 HP

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/04_zeisei/index.html。